

外務省における障害者雇用の取組について

令和元年11月29日

外務省 大臣官房人事課

ロードマップ

1. 2019年12月、在外公館（政府代表部を除く。）に勤務する外務公務員を障害者雇用の法定雇用率の算定から除外する旨を政令で定める。
2. 今後5年間（2024年12月末まで）に、2019年末の職員総数（見込み）及び来年度中に引き上げられ、今後5年間想定される法定雇用率2.6%を基に、追加的に67名を採用し、外務本省及び在外公館に合計174名の障害者を雇用することを目標とする。

障害者職員の希望、健康状態、適性、赴任する国における障害者受入れ環境の整備状況等を総合的に勘案しながら、今後5年間で、174名のうちできる限り多くの障害者職員を、先進国の在外公館を中心に配置していく。

3. 上記目標の達成のために、現時点では在外公館勤務が困難と判断される障害者職員に対しても、当該職員の能力向上のため、

（1）今後1～2年程度の間、本省内で障害者職員が安心して勤務できる人事課「オフィス・サポート・チーム」を一層拡充し（更なる「オフィス・サポート・チーム」の整備、支援員の拡充等）、当該障害者職員をまずは、人事課「オフィス・サポート・チーム」に配置し、在外公館で勤務する前提となる基本的な業務に習熟させる、

（2）さらに、今後3～5年程度の間、人事課「オフィス・サポート・チーム」以外の課室に積極的に配置し、在外公館勤務の上で有用な専門的な業務に習熟させる、

こと等を通じ、在外公館に配置していくよう努める。

（了）

外務省における障害者雇用(これまでの取り組み)

◆ ①法定雇用率の達成, ②職場定着に向けた支援体制や就労環境の整備等雇用の「質」の確保, を2本柱に障害者雇用を推進。

①雇用の拡大

22人(平成30年6月)→107人(令和元年12月見込み)

②質の向上

休憩スペース, 点字ブロック, 車椅子利用者用の鏡, 就労ツール(拡大読書器, 車椅子用昇降机等)等設備を, 障害者職員のニーズも踏まえて順次配備。



「オフィス・サポート・チーム」執務室

◆ 通常課室での勤務に不安を感じる障害者がスムーズに職場に慣れることができるよう, 人事課「オフィス・サポート・チーム」を新設。

➤ 精神科医3名及び精神保健福祉士等の支援員11名が常駐。



拡大読書器



車椅子用昇降機

➤ 「オフィス・サポート・チーム」では, 省内各課室の以下①～⑥の業務を実施。

- | | | | | | |
|--|--|-----------------------------------|---|--|---------------------------|
| ①入力・集計業務
会計データ入力, 文書管理状況の入力, 給与・手当計算等 | ②庶務・補助業務
出勤簿管理, 旅費等支払, 出張手配等, ファイル作成等 | ③公文書管理・公開等
ファイル整備, 簡易補修, 文書処理等 | ④資料作成業務
出張用ファイル作成, 資料用データ収集, 文書PDF化等 | ⑤設営・軽作業
レセプション会場設営, 要人エスコート, 郵便物集配等 | ⑥その他
広報業務, 議事録作成等その他業務 |
|--|--|-----------------------------------|---|--|---------------------------|

◆ 「オフィス・サポート・チーム」以外でも, 大臣官房(儀典, 広報文化組織), 領事局等様々な部局で勤務。
⇒高い職場定着率(98.6%)を維持(霞が関平均94.9%(令和元年6月時点))。

障害者職員中心 外務省が新部署

支援員を配置

外務省が障害者雇用で独自の取り組みを行ってきた。昨年8月に発覚した中央省庁の障害者雇用率の増し問題を教訓に、障害を抱える職員が働く「オフィス・サポート・チーム」を設置した。

オフィス・サポート・チームは今年3月末、省内の1階に執務室を設けた。現在は約30人がチームで勤務し、それぞれの特性や希望に応じてデータ入力や会場設営などに携わる。担当の支援員も約10人配置し、業務や健康面で支えている。仕事に慣れてくれば各課での業務や、海外の大使館で働くことも可能だ。

室内へは段差なしで出入りができるほか、高さを変えられる机や、文字を大きくするモニターなども用意した。採用拡大を見据えて、年内に新たに1か所の執務室を開設する。

中央省庁の障害者雇用率の水増し問題では、多くの省庁が障害者手帳を持たない職員らを不適切に計上し、法定雇用率(2.5%)を達成していなかった。

9月24日(火)
読売新聞 4面